

南海道の駅路

——阿波・讃岐・伊予・土左四国の場合——

日 野 尚 志

一、はじめに

今治市富田付近の旧道は条里施行地域にあって直線をなしているが、空中写真（S I—六二—七XC三—七、その他）でも明白のように、旧道を含む条里の一町区画が他の一町区画に較べて広いことがわかる。そして、その原因が条里施行当時の計測のミスや施行後に一町区画が他の一町区画の一部分を蚕食した場合もありうるであろう。しかし、それにしても今治市馬越から且までの約七キロメートルにわたって一町区画より広い地割が続くのはなんらかの事情、それはかつて一定の道幅をもつ駅路が廃止されたのちに一町区画に蚕食・併合され、広い一町区画になったと解される。また、この旧道に沿って上徳の小字「御厩」があり、しかもその位置が伊予国府（1）に接していたと判断されることから、「御厩」に『延喜式』に記す越智駅が比定されるのも有力な傍証となろう。従って、今治市馬越・且間だけでなく、四国（阿波・讃岐・伊予・土左四国を指す、以下同じ）各地の条里施行地域において、広い一町区画が直線で長く連続する場合はあれば、駅路址ではないかと考えられる可能性が強い。

さて、その広い一町区画を検出する基礎的作業として空中写真だけでなく、大縮尺の地形図を計測することも当然必要になってくる。ここでは各市町村発行の二千五百分の一地形図を使用し、それが無い場合には五千分の一の国土基本図を使用することにした。なお、一町区画とは別になっていたと判断される駅路址を余剰帯として表現したい。

一方、最近空中写真の判読によって台地などに切通しによって直線の路線をとる駅路が各地で明らかになりつつあるのでこの方法も取入れ、さらに駅路に関する地名・伝承・遺物・遺跡等についても留意し、論を進めたい。

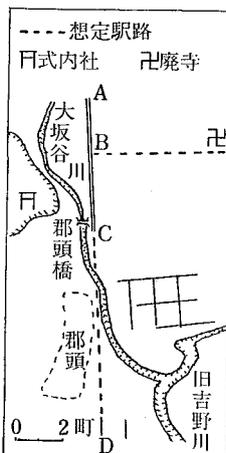
ところで、四国の駅路は『続日本紀』養老二年五月庚子条に「土左国言。公私使直指_ニ土左。而其道経_ニ伊予国_一。行程迂遠。山谷險難。但阿波国。境土相接。往還甚易。請就_ニ此国_一。以為_ニ通路_一。許_レ之。」、『日本紀路』延暦十五年二月丁亥条に「勅。南海路駅路迢遠。使令難_レ通。因廢_ニ旧路_一通_ニ新道_一。」と記される内容と、『延喜式』に記す駅名の現在地への比定と比較して、特に土左国に至る駅路の変遷が著しく、養老二年まで続いた伊予国を經由して土左国に至る駅路が、養老二年から延暦十五年まで阿波国經由に、延暦十五年からは伊予大岡駅から立川越えて土左国に至るルートに変更し、その翌年には『日本後紀』延暦十六年正月甲寅条に「廢_ニ阿波国駅家_一□。伊予国十一。土左国十二。新置_ニ土左国吾橋舟川_一。二駅。」と記されるように、新しい駅路が整備されると同時に、それまで続いた伊予・阿波二国から土左国に至る駅路が廃止されたと考えられ、これらの駅路が具体的にどこを通っていたのか、また、廃止された駅路は伊予・阿波二国から土左国に至る駅路のみであったのか興味ある問題点も少なくないようである。以下、廃止された駅路についても伊予・土左・阿波国の順で述べてみたい。

二、『延喜式』時代の駅路

(1) 阿波国

『延喜式』によれば、阿波国は石隈・郡頭二駅で小路の規定通り各五正となっている。石隈駅の遺称名は存在しないが、石隈駅が淡路国に至る渡津の機能を併置していたことは確かで、干拓地名の多い南浜に接する木津が古津の転訛(5)とみられ、すでに古墳時代から海陸交通の要衝地(6)で、古代には旧吉野川の河口付近であった可能性が強い。従って木津に石隈駅を比定するのが最適であろう。木津から西に延びる直線状の旧道は原地付近から屈折するが、そのまま西にのびすと、鳴門市姫田・山路の山麓に検出される条里地割の余剩帯(5)につらなるので、旧道と余剩帯を結ぶ線が駅路址と判断される。山路から西では山麓に沿って池ノ谷に達し、ここからは北十度西を指す条里地割に余剩帯が確認され、非条里地域でも直線で進んだと仮定すれば、金光明寺廃寺址を通り大寺に達する。この間、板東谷川左岸の扇端(湧水帯あり)に板東の小字「采女」、その南の条里施行地域に「熊ノ郡」があり、板野郡家が想定される。「采女」は板野郡司(6)が采女を朝廷に貢上したと無関係ではないだろう。「采女・嘉藏・辻見堂」一帯は須恵器の散布地で、「辻見堂(板東駅の南二町)」からは珍らしく子持勾玉(7)も発見されている。また、池ノ谷から板東にかけての山麓は板野郡でも古墳の最も集中している地域(8)で、すでに古墳時代から旧吉野川下流左岸の中心地であったと解される。

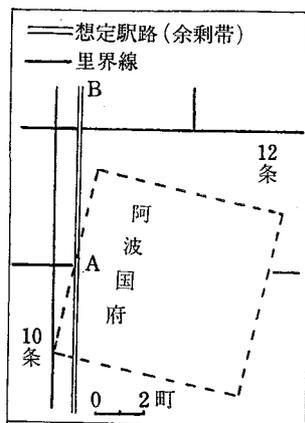
さて、郡頭駅であるが、大寺の小字に「郡頭」、さらに郡頭橋があり、大寺に郡頭駅が比定されるのは確実である。郡頭は国府津を意味すると解され、当然阿波国府に至る支路を考える必要がある。ところで、第一図に示したように、大坂峠から下ってきた旧道の直線区間(A-C)に池ノ谷から北十度西の直線を延長した場合C点に達するが、C点からさらに直線で南下させると「郡頭」の北東から高樹付近の条里地割に沿い吉野川を渡って、その右岸に



第1図 想定郡頭駅

展開する名東郡条里の坪界線(9)に出て、木下(10)の想定する阿波国府の西端中央部に達する。しかもこの坪界線に余剩帯が確認されることから、第一図のC点から南下した駅路が想定される。この場合、国府には第二図のA点(東西の里界線)から達したのではないだろうか。郡頭駅は想定駅路の分岐点とみられる第一図のB点が位置的には最適であるが、郡頭(国府)津が示すように河港を兼ねていた可能性が強く、この点を考慮すれば大坂谷川に沿う「郡頭」に比定するのが最も妥当であろう。

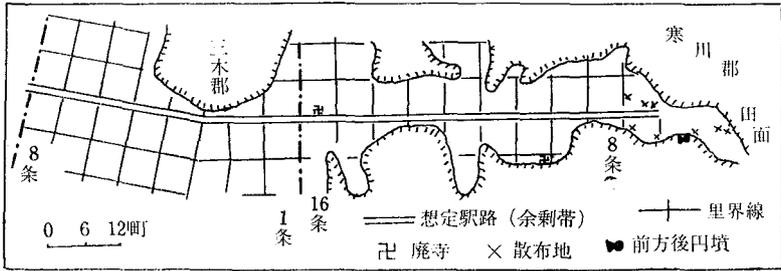
(2) 讃岐国



第2図 想定駅路と想定阿波国府

『延喜式』によれば、讃岐国は引田・松本・三谿・河内・甕井・柞田六駅で、小路の規定より一匹少ない各四正となっている。引田駅は引田町馬宿がその遺称地とみられるが、具体的な比定は困難である。

馬宿の東・西には局地的な条里地割が検出されるが、いずれも余剩帯は確認されないことから、駅路はおそらく海岸近くを進んで、小海川・中山池沿いに西進し白鳥町に達したのであろう。白鳥町湊川流域には北二十四度東を指す条里地割(11)があり余剩帯も確認され、これが駅路址と判断される。ここでは余剩帯の東端である白鳥の小字「城泉」から南東に屈折し、新池まで直線に連む小径に式内社白鳥神社の御旅所が沿うのは、おそらく駅路を通る人々にその位置を示すためであらう。湊川左岸には駅路址とみられる直線状の道路痕跡が認められる。



第3図 讃岐国寒川・三木郡の想定駅路

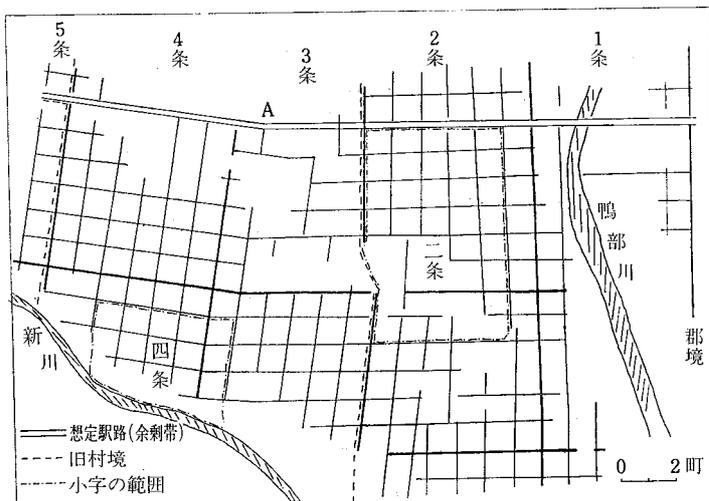
大内町の与田・番屋川の流域には北八・五度東を指す条里地割(12)があり、余剩帯も確認され、これが駅路址と判断される。なお、大谷・壬生付近では想定駅路が旧道と一致する。

讃岐平野では大川町の富田中付近から寒川・長尾・三木三町をへて高松市に入り、高松市西端の御厩(13)にかけて延々約二四キロメートルに及ぶ余剩帯が確認され、これが駅路址であろう。ただし一直線ではなく、ほぼ南北と北十一度東を指す条里地割が三木町高岡付近で接するため、条里地割に沿う想定駅路も第四図に示したようにA点で屈折している。ところで、一町方格の土地割は想定駅路では連続せず、その南一里の里界線で連続しているのに注目したい。寒川・三木・山田・香川郡境はいずれも里界線や坪界線による直線状の郡境をなし、高重(14)の条里復原によれば四郡とも想定駅路が里界線と一致する。

さて、松本駅であるが遺称名もなく、その比定が困難であるが、おそらく田面から富田中付近にかけてであろう。第三図に示したように須恵器の散布する地点が多く、近くには讃岐国最大の前方後円墳もあるなど注目されるが決め手を欠く。また、寒川郡家についても手懸りが無い。想定駅路に長尾寺廃寺址が沿う。なお、寒川郡の条里(15)は戸祭(16)が図示したように十六条で終っていたと判断したい。寒川郡に続く三木(17)・山田二郡の郡家も手懸りが無い。

讃岐国府付近は地割が乱れ、

余剌帯の確認は困難である。ところで、この綾川流域の条里について出石⁽²⁾は通称



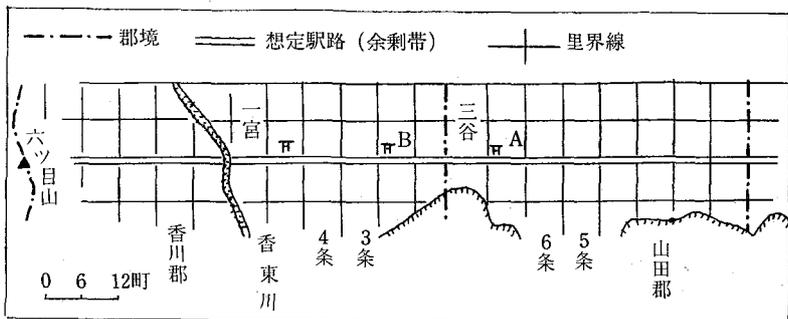
第4図 三木郡東部の条里地割と想定駅路

三谿駅は高松市三谷がその遺称名であるが、具体的な比定は容易ではない。ここでは日山の北、条里では七条と八条の境で想定駅路に沿う加魔羅神社(第五図のA)付近ではないだろうか。仏生山の北では想定駅路に隣神社の⁽¹⁸⁾御旅所(第五図B)、その西では讃岐国一宮の田村神社⁽¹⁹⁾が、それぞれ沿う。

讃岐平野では想定駅路のうち条里では寒川郡の八条から山田郡の四条まで、香川郡の七条から十一条までが、それぞれ旧道に踏襲され、その割合は余剌帯の三分の一になる。

御厩から西は六ツ目山の北をへて阿野郡に達したとみられる。国分寺町には真北を指す条里地割があり、余剌帯が彦四郎池の西南から本津川にかけて確認される。その西でははっきりしないが新名・柏原の旧村境を直線で西にのぼすと関ノ池の南を通り綾坂に達するので、この旧村境とその延長線が駅路址であろう。

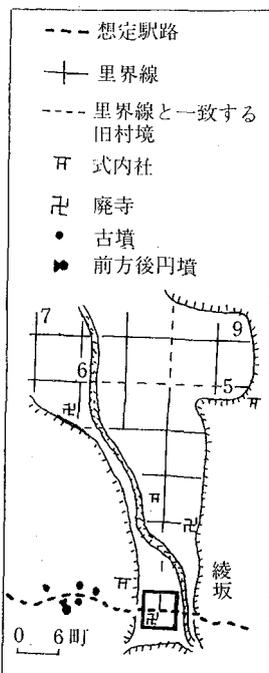
綾坂を越え綾川流域に達した駅路については木下⁽²⁰⁾が述べている。綾川流域には北二四度を指す条里地割が展開するが、



第5図 讃岐国山田・香川郡の想定駅路

の原因は通称名の位置確認が十分でなかったことによるのであろう。筆者の調査で出石と異なるのは六ノ坪（坪並では六・三十一ノ坪）・東九ツ（坪並では八・九ノ坪）・西九ツ（坪並では七ノ坪）で、第六図に示した通称名の位置から、東南隅を一ノ坪、東北隅を三十六ノ坪とする千鳥式で、讃岐平野と同じ坪並になる。この場合、林田・高屋、鴨部・松田、鴨部・高屋の旧村境が里界線と一致する。そこで、この復原された里界線を想定讃岐国府域にのばすと想定駅路が里界線と一致する。木下²²は想定国府域の中軸線（里界線と一致）から総社付近の国府外港に至る地方的官道を想定しているが、途中に式内社の鴨神社が沿うのも興味深い。しかし余剰帯は確認されない。

城山の山腹²³を通ったとみられる駅路は額坂に達し飯山町に入ったのであろう。川原の小字「梅小路」から丸亀・善通寺二市にかけて延々約十キロメー



第6図 讃岐国府と想定駅路

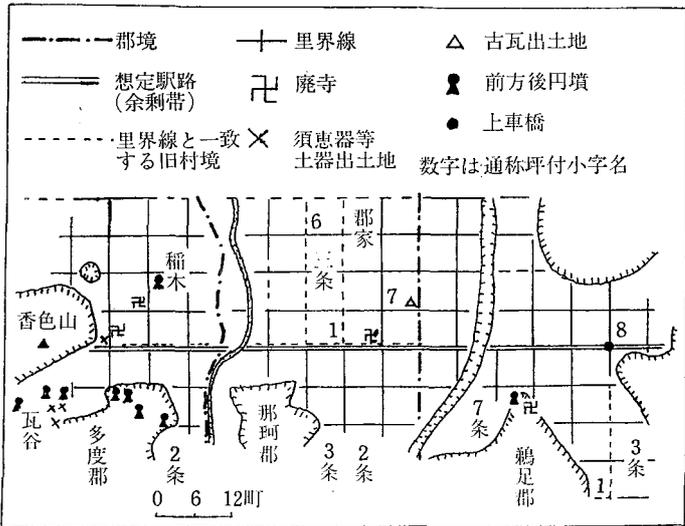
名の調査をして里界線を復原しているが、東西の里界線が一町誤っている。そ

トルに及ぶ余剩帯が確認され、これが駅路址と判断される。この余剩帯は第七図にも示したように鵜足郡を除くと、那珂・多度二郡では大部分が旧村境に利用され、「古来の重要な線」⁽²⁴⁾を意味すると解される。

さて、鵜足郡の条里について高重⁽²⁵⁾は残存地名から条は八条までであったと断定しているが里界線については述べていない。坪付小字名は西坂元の小字「五ノ坪(地積約八町)」だけで坪並の復原は不可能である。そこで実地踏査を行ったところ、第七図に示したように上法軍寺に通称「一ノ坪」、川原に通称「八ノ坪」、地図外では丸亀市川古に通称「八ノ坪」が確認された。通称名は少ないが、通称「一ノ坪」の東を南北に上法軍寺・富熊の旧村境が三里続き、しかも鵜足・那珂郡境から数えて五里である点を重視して坪並を考察すると、東南隅を一ノ坪、東北隅を三十六ノ坪とする千鳥式になり、前掲の「一ノ坪」は坪並の一ノ坪、川原の「八ノ坪」は坪並の七・八ノ坪となる。この場合、想定駅路が里界線を通り、西坂元・飯野の旧村境が里界線に一致する。なお、想定駅路に上車橋⁽²⁶⁾(第七図・点)が沿うのは車の利用があったことに由来するのではないだろうか。那家は土器の小字「郡屋」であろう。

那珂郡の条里については高重⁽²⁵⁾が旧村境の六町間隔に注目して南北の里界線を復原しているが、東西の里界線も戸祭⁽²⁸⁾が指摘するように、旧那家・三条村境から復原できるのではないかと推察しているが旧原田・大林村境にも注目したい。念のため実地踏査を行ったところ第七図に記入したように、三条に通称「一ノ坪(坪並では一・十一ノ坪)」、「六ノ坪(坪並では六ノ坪)」、那家に通称「七ノ坪(坪並では七ノ坪)」が確認され、坪並は鵜足郡と同じで、旧村境から推察した東西・南北の里界線が正しいことがわかる。また、鵜足・那珂郡境が二郡の里界線にもなり、想定駅路が那珂郡でも里界線を通ることが判明する。なお、那珂那家は那家の小字「重元(第七図△点)」から明治の末頃古瓦が水田から多量に出土した地点⁽²⁹⁾が有力である。近くには奈良時代前期の創建とみられる宝幢寺廃寺址が

め余剩帯の確認は困難であるが、直線にのびる旧道が駅路について筆者⁽³³⁾は述べたことがあるので、要点とその後の調査で判明し財田川流域から伊予国境にかけての駅路について筆者⁽³³⁾は述べたことがあるので、要点とその後の調査で判明し



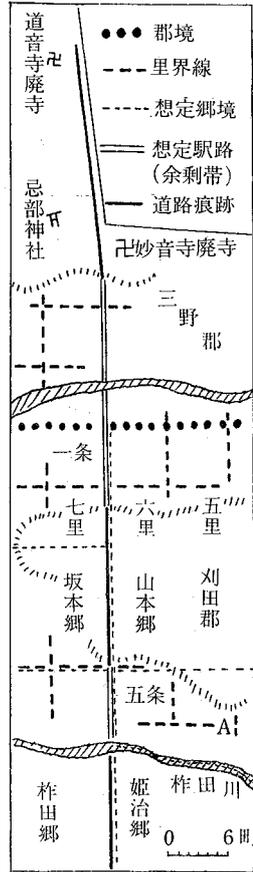
第7図 讃岐国鶴足・那珂・多度郡の想定駅路

ある。

多度郡でも想定駅路⁽³⁰⁾が里界線に一致するが、香色山の山麓からは西南に屈折し大日峠を越えて三野郡に達したのであろう。香色山から鶴ヶ峯にかけて七つの前方後円墳を始め、多くの円墳が集中⁽³¹⁾し、古墳時代から金倉川流域の中心をなしていたとみられる。また、奈良時代創建とみられる仲村廃寺址、佐伯直氏の氏寺である普通寺もこれらの古墳近くに位置し、律令時代も普通寺一帯が多度郡の中心地であったとみなされるが、那家ははっきりしない。

さて、甕井駅⁽³²⁾の甕が甕棺・須恵器・土師器などの生産地と無関係でないとすれば、普通寺の小字「宮ケ尾」に通称「瓦谷」と呼ばれる地区があり、この付近には第七図に示したように須恵器を多量に出土した地点(×点)があるので、甕井駅もこの付近に比定されよう。

三野郡では上高瀬から勝間にかけて条里地割が散在するた



第8図 讃岐国三野・柳田郡の想定駅路

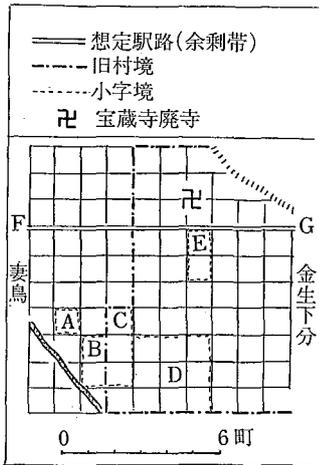
那点を記しておきたい。
 それは三野・柳田郡境は
 柳田郡からみれば、条里
 の里界線にも一致する直
 線状の郡境で、想定駅路
 も南北の里界線に一致す

る。従って同じ条里区に属する三野郡の想定駅路も讃岐・丸亀平野同様に里界線に一致すると判断して差支えないだ
 ろう。このように考えると岡本の小字「六ノ坪」は坪並の六ノ坪と解される。また、上高野・岡本旧村境が想定駅路
 に沿うのも里界線であったことを示唆していると解してよいだろう。想定駅路に沿って奈良時代の創建とみられる道
 音寺・妙音寺廃寺址が沿うのも、この地を開発した忌部氏（忌部神社あり）の有力な拠点であるからであろう。三野
 郡家は三野町の郡池付近であろう。

さて、柞田駅は『和名抄』に記す柞田郷と無関係ではないと考えられ、旧柞田村がその遺称地である。筆者は中世
 の古文書から柞田郷域を想定し、条里で五条七里か六条七里に駅が比定できるのではないかと推察したが、その後の
 調査で粟井の小字「一ノ坪（第八図のA点）」に郡司館があったとの伝承を知った。この位置が想定駅路と五条七里
 ・六条七里に近いことに留意したい。

(3) 伊予国

『延喜式』によれば、伊予国は大岡・近井・新居・周敷・越智・山背六駅で、小路の規定通り各五正となってい

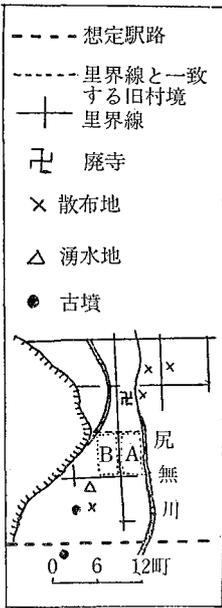


第9図 想定大岡駅と駅路

る。大岡駅は土左国に至る駅路の分岐点とみられ、川之江市金生川河口に近い城山を西の大岡、東の山を東の大岡と呼んでいたので川之江市に比定されるのは疑いない。ところで、金生川左岸から伊予三島市にかけて北四十一度西を指す条里地割があり余剩帯も認められ、これが駅路址と判断されるが、旧道(第九図のF—G間、全体では三三町)と一致する。

さて、大岡駅を妻鳥めんどろの小字「松木(A点)」に比定する説³⁴⁾があるが、これは「松木」を駅次・馬継の転訛と判断したためであろう。筆者が調べた伊予国には「松木」地名が多く、慎重に検討すべきだと考えている。「馬木」地名も同様である。

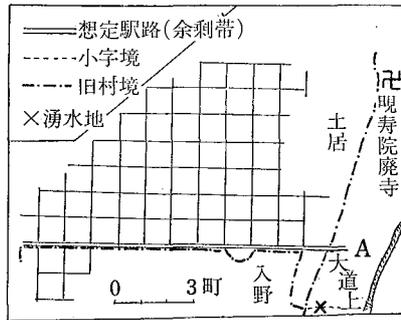
川之江市で「松木・馬木」地名は第九図に示したように、妻鳥に「松木・東松木(B点)」、金生下分に小字「馬木(D点)・松木(C点)」があり、いずれも想定駅路から三〜四町離れ、かなり広い範囲に及んでいる。金生下分の「松木」には横穴式古墳があり注目されるが、付近一帯で須恵器・土師器の散布地は確認されていない。ここでは想定駅路に接する「大長地」に奈良時代の創建とみられる宝蔵寺廃寺(金生下分の小字に「宝蔵寺(E点)」があり、これから名称をつけた)址があり、後述する近井・周敷駅想定地近くにも廃寺が存在する事例と似ていることから、この廃寺付近が大岡駅であった可能性が強く、その場合には「馬木」地名は有力視される。宇摩郡家の手懸りは存在しない。伊予三島市から西では海岸近くの山麓を通り、津根の式内社村山神社近くをへて近井駅に達したのであろう。



第11図 伊予国新居郡の想定駅路

が、想定駅路より八町離れた中村の小字「東松木（第十一図のA点）・西松木（B点）」は有力である。それは「西松木」の西南一町に湧水地、「東松木」の北六町に奈良時代の創建とみられる河内廃寺址があり、近くには土師器・須恵器の包含地

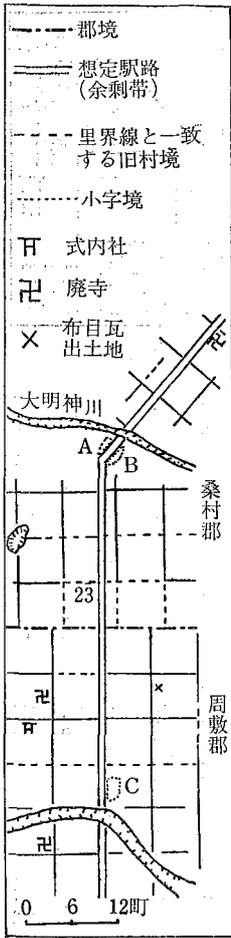
られていた。また、東大寺の伊予国新井庄の四至⁽³⁵⁾に南限が駅路になっていたのは四至を限るのに便利がよかつたからであろう。条里地割は尻無川流域の土橋付近から国領川下流域にかけて展開し、坪並は池内⁽³⁶⁾が復原した通りであるが、想定駅路は条里地割の南限より二町程南を通り、条里の方位と一致しない。新居駅の遺称名は存在しない



第10図 想定近井駅と駅路

新井駅が土居町の土居付近に比定されることは、この付近一帯が近世まで近井郷と呼ばれていたことから明らかであろう。第十図に示したように土居には条里地割があり余剰帯も確認されるので、これが駅路址と判断されるが旧道、さらには土居・入野の旧村境にも一致している。ここでは想定駅路に沿う中村の小字「大道上」の東端中央付近を通称「松ノ木（A点）」といい、その北七町に奈良時代の創建とみられる観寿院廃寺址、その南二町には井ノ森の泉（×点）があり、駅比定地としては有力である。

新居郡では新居浜市池田から岸ノ下にかけて延々九キロメートルに及ぶ直線状の旧道が駅路を踏襲していたと思われる、旧船木・角野・泉川の旧村境にも利用さ

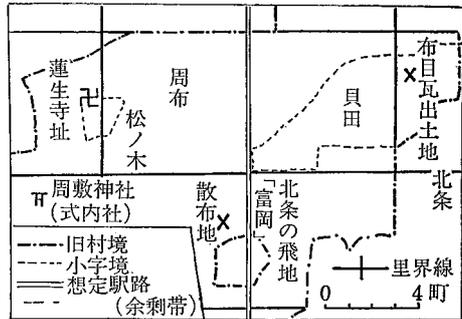


第12図 伊予国周敷・桑村郡の想定駅路

坪並(40)は周敷郡と同じで、桑村・周敷郡境が二郡の里界線にも一致する直線

坪並は北西隅を一ノ坪、南西隅を三十六ノ坪とする千鳥式(39)で、想定駅路は里界線と一致する。一方の桑村郡は壬生川の小字「市ノ坪」だけで復原ができないが、旧明理川・円海寺村域が方六町で里界線が容易に推測できる。念のため実地踏査を行ったところ、明理川の小字「横行」に通称「二ノ坪・三ノ坪(第十二図の数字)」が確認され、

が確認(×点)され(分)、河内麿寺址付近が律令時代の中心地ではなかったかと推測され、郡名を負う新居駅も那家と同所か近接していた可能性が強いからである。岸ノ下から小松町東部にかけてははっきりしない。道前平野には中山川右岸から大明神川にかけて北四一度西を指す条里地割があり余剩帯も認められ、これが駅路址と判断される。また想定駅路に沿って吉田の小字「大道(第十二図のC点)」、国安の小字「大道ノ下(B点)・大道ノ上(A点)」が沿うのも有力な傍証となる。さらに『観念寺文書』(38)建徳二年二月十三日条に「(前略)伊予国北条郷内得楽名内相勢内田地事 合式反者 三嶋不動供図放田也 供米反別五升也 四至 限東大道 限南類地 限西類地 限北類地(後略)」と記される地域は第十三図に示した北条の旧飛地の小字「富岡」付近であろう。それはここに三島神社が祭祀され、しかも想定駅路に沿うからである。四至に記す「大道」が駅路を指すのは間違いないだろう。



第13図 想定周敷駅と駅路

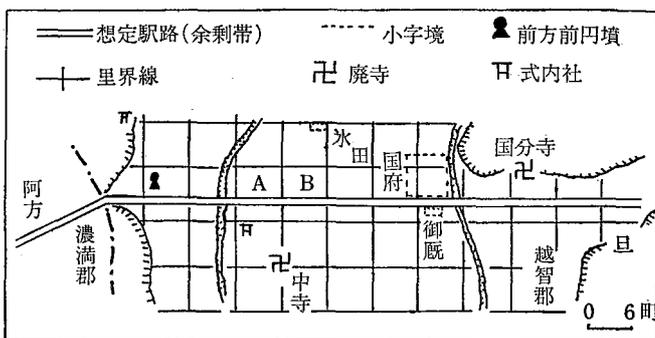
状の郡境と判明した。しかし南北の里界線には二町の齟齬があり、桑村郡では想定駅路が里界線とは一致しない。

さて、周敷駅が東予市周布に比定されることは間違いない。『延喜式』によれば、周敷駅の私号を「榎井」といい、これは「カイ」とも読めるので、周布の小字「貝田」と関係があるのではないだろうか。近くには式内社の周敷神社、須恵器の散布地、奈良時代前期の創建(4)とみられる蓮生寺廢寺址もある。また、「貝田」からは布目瓦を多量に出土した地点を周敷郡家に想定すれば、郡名を負う周敷駅は「貝田」に比定される可能性が強い。

大明神川から以北では北二度西を指す条里地割が展開し余剩帯も確認され、これが駅路址と判断されるが里界線と一致するかどうか明らかでない(第十二図に「久ノ坪」を九ノ坪として里界線を示した)。ここでは奈良時代の創建とみられる道安寺が想定駅路に沿うことに注目したい。越智郡には医王山越えて達したとみられる。

越智郡の想定駅路については冒頭で述べたので繰返さないが、片山の復原(2)した里界線と想定駅路は一致しない。越智駅を上徳の小字「御厩」に比定し、伊予国府を方六町(第十五図のA—B—C—D)とすれば、「御厩」の北西から北に伸びる道路(E—I)は国衙域(E—F—G—Hの方二町)を東西に二分する南北中軸線となるが、その延長上に拝志の小字「厩町」が沿う。この地名も駅に関連するとすれば、駅戸集落の名残りと考えらるべきであろう。なお、「惣座ケ内」は総社と関連する地名か注目しておきたい。

正となっている。『日本後紀』延暦廿四年四月甲辰条に「令_下土左国帶_二駅路_一郡加_置伝馬五疋_上。以_二新開之路山谷峻深_一也。」とあり、伝馬が置かれていたが、『延喜式』には記載されないの、それまでに廃止されたのであろう。ここでは伊予国の山背駅も含めて考えてみたい。



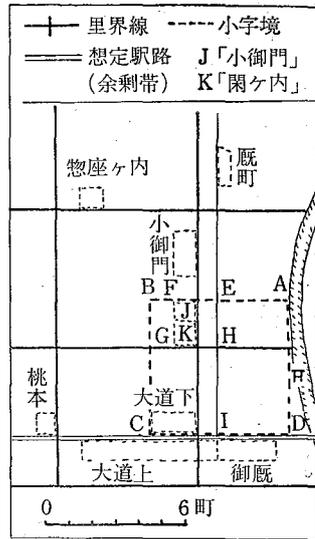
第14図 伊予国濃満・越智郡の想定駅路

越智郡家は『和名抄』に記す給理郷に比定されるが、具体的位置となると容易ではない。しかし給理郷域と推定される中寺(第十四図の中寺_正地点)に周辺の条里地割と異なる地割が約三町あり、ここから布目瓦、廃寺の礎石が出ており、ここが『日本靈異記』上巻十七に記す「(前略)於是越智直言 立_二郡欲_一仕_二天皇許可_一 然後建_レ郡造_レ寺(後略)」に記す寺域であろう。この寺は越智郡司の越智直氏によって建立されており、郡家もこの付近であろう。想定駅路に近い式内社の樟本神社の位置にも注目したい。

『善心寺文書』(43)に「在所田立花郷之内大路里二五坪北ノヨリ」と記される立花郷は旧立花村にその遺称名を残すが、想定駅路も旧村域に入ることから、大路里が駅路に沿う里名であったことは確か、その里は第十四図のAかBのいずれかであろう。二五坪が立花郷域であったとすると、郷境は想定駅路ではなく、里界線であった可能性が強い。

(4) 土左国

『延喜式』によれば、土左国は頭駅・吾崎・丹治川三駅で、小路の規定通り各五



第15図 想定伊予国府と駅路

大岡駅から別れたとみられる駅路は新宮峰を越えて土左
 国に達したと考えられる。山背駅は新宮村の馬立がその遺
 称名であろう。具体的位置の比定は困難であるが、おそら
 く銅山川の渡河地点であろう。ここでは下付から大豊村の
 立川までを古老が丹治川越(4)えといふことから、立川が
 丹治川の転訛であることは明らかといえよう。

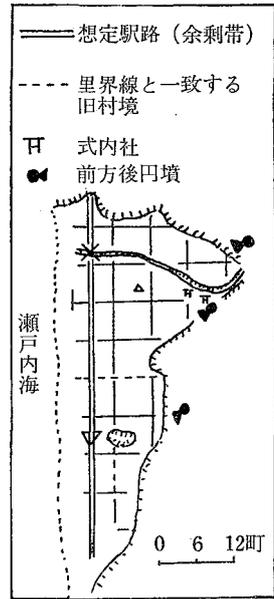
刈屋付近であろう。吾崎駅から次の頭駅には赤荒峠を越えた可能性が強いことから、吾崎駅は吉野川の渡河地点とな
 る下津野か上奈路付近であろう。赤荒峠からは一度穴内川流域に出てコンニャク峠を越えて高知平野に入り、土左国
 府に達したのである。頭駅は読みかたから問題であるが、『和名抄』卷三に「首頭釈名曰首音韻和名始也頭」とあ
 り、カウベと呼べば、国府辺即ち国府近くに位置していたと考えられそうである。またそうでないにしても伊予国の

越智駅(終点)が国府に接していたと判断されるように、頭駅も国府に接していたと考えるべきであろう。土左国府
 の北側に広がる台地には第十九図に示したようにI—K間を通称官道と呼ぶことから、H点から駅路が発したので
 はないかと憶測されるが、国分の小字「長者」(J点)も駅関係の地名としては有力である。

三、廃止された駅路

『延喜式』時代の越智駅に比定される「御厩」の北西にのびる余剩帯が廃止された駅路であることは確かである

近とすると阿方とは離れることになる。



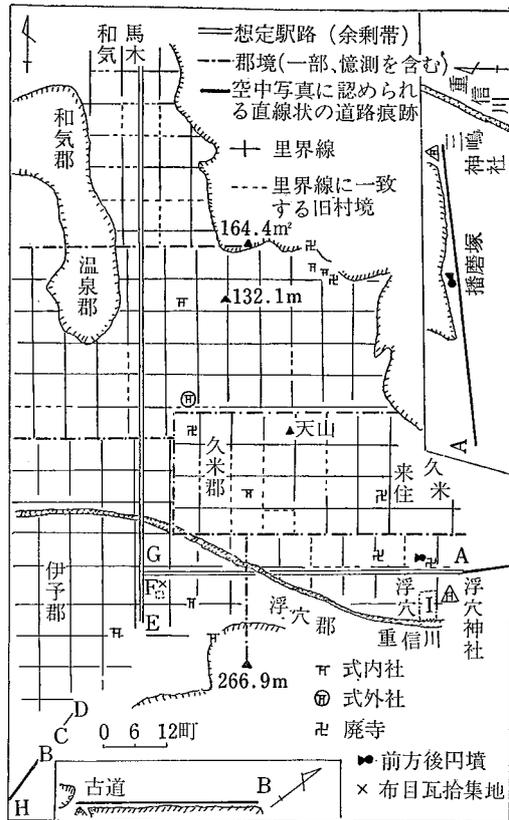
第16図 伊予国風早郡の想定
駅路(延暦16年以前)

う。この余剩帯は越智・濃満郡境で西に屈折しても旧道と一致し、再び直線で進むが余剩帯も確認され、これが駅路址と判断される。しかし里界線に一致するかどうかは明らかでない。阿方は『和名抄』に記す英多郷の遺称名で、県を意味すると思われるが、濃満郡家の手懸りはない。式内社の野間神社付

風早郡では北条市難波から粟井にかけて余剩帯が確認されるが、池内(46)の復原した里界線とは一致しない。想定駅路に大師橋(第十六図×点)が沿うのも旧道の面影を伝えていると解される。中須賀の通称松ノ木(▽点)は駅に
関連する地名かどうかは判然としないが、少なくとも風早郡に一駅あったことは疑いない。那家を式内社国津比古命・櫛玉比売命神社付近とすれば、中西の小字「松木(△点)」も駅関連地名として注目される。

松山平野では真北をさす条里地割が和気・温泉・久米・浮穴五郡にわたって広く分布し大条里区を形成している。余剩帯は松山市の馬木から松前町出作付近(重信川付近の耕地整理完了区でも余剩帯が存在していたと判断した)までの約十一キロメートルと松山市の森松から条里の東限である高井にかけて確認され、二つの余剩帯が駅路址と解される。後者の余剩帯(第十七図にも示したように中ノ地廃寺が沿い、小字「浮穴(I点)」もあることから、A点付近に浮穴那家が想定される)は森松で終るのではなく、その西に続き前者の余剩帯に接続していたと考えられる。和気郡の馬木は松山北野の北端で郡名を負う和気に接することから、駅に由来する地名と判定して差支えないだろ

能性が強い。



第17図 伊予国和気・温泉・伊予・浮穴郡の想定駅路

(延暦16年以前)

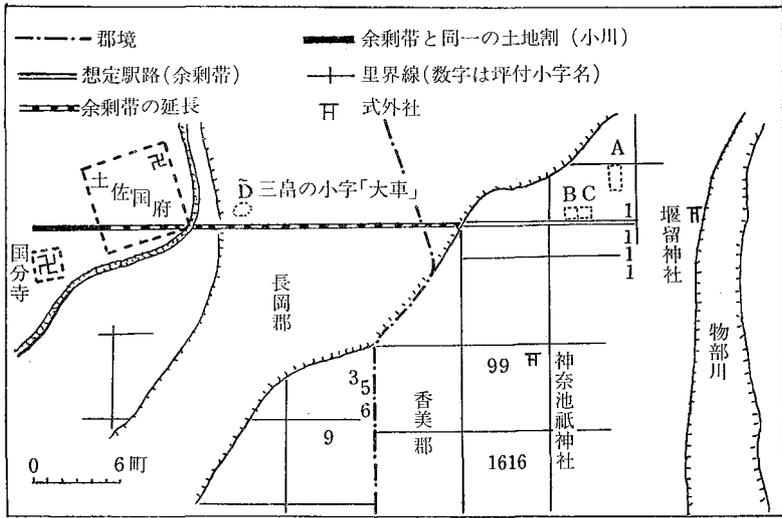
さて、二つの想定駅路の分岐点であるG点付近に駅家が位置していたと考えるのは当然であろう。このG点付近は現在圃場整備をしているが、筆者は昭和五十二年四月三日×点で一個の布目瓦を拾った。その南二町には出作の小字「伊予の本郷（F点）」があり、近くに式内社の伊予神社・高忍日売神が位置することから、布目瓦出土地が伊予郡家に想定される可能性が強い。『伊予国風土記』逸文によれば、「伊予国風土記曰 伊与郡自三郡家一以東北在三天山一

う。志津川の旧村域が方六町であったことから里界線が容易に推測されるが、想定駅路は里界線に一致せず、温泉・伊予二郡でも同様である。ところで、第十七図からもわかるようにG点から東に分岐する想定駅路も伊予郡では里界線に一致しない。しかし浮穴郡では坪並の復原ができずはつきりしないが、旧村境から憶測すれば、やはり里界線に一致しなかった可

(中略) (其御影敬礼 奉_ニ久米寺_一)とあり、伊予郡家の東北に天山が位置していたが、第十七図からもわかるように、天山はG点の東北に位置する。ところで、久米郡に属する天山がどうして伊予郡家を中心にして記述されたのか判断としないが、駅路の分岐点で、那家・駅家があり、ここからよく眼にとまったからであろうか。久米寺は来住_{（おそらく吉志の転訛であろう）}の長隆寺廢寺_{（49）}を指す可能性が強い。那家は来住の北にある久米付近であろう。

次に出作から南であるが、伊予市の野津護池（B点）から中村にかけての山麓に沿って約三・七キロメートルに及ぶ直線状の道路痕跡が認められ、これが駅路址と判断される。一部旧村境にも利用されているが、西南端に古道の名が残るのも興味深い。問題はB点から以北であるが、旧道のC—D間がH—Bからの延長線に一致することから、B—C—D—Eの駅路が考えられる。Hから先は長浜經由で大洲に至るルートと犬寄峠を越えて大洲に至るルートが考えられるが、先行性流路である肱川流域をできる限り避けたとすれば犬寄峠越えであろう。大洲は天津の転訛_{（50）}で条里地割も検出されるが、既に圃場整備が完了し余剩帯の確認ができない。大洲からは久米をへて夜昼峠を越え八幡浜に達し、ここから船で坂門津_{（51）}に達したとみられる。

一方、浮穴郡の余剩帯東端から扇状地・台地を通り重信町の三嶋神社にかけて約六・三キロメートルに及ぶ直線状の道路痕跡が認められ、これが駅路址と判断される。このルートがA点から北西に屈折しているのは重信川の氾濫を避けたためとみられ、途中に米部小楯_{（52）}の墓といわれる播磨塚（前方後円墳）の前を通る。三嶋神社から再び東に屈折し北方に達したのであろう。直線状の道路痕跡が古市付近に認められる。北方からは井内峠を越えて仁淀川の支流である直瀬川・東川川の谷を通り、境野峠を越えて土左国に入り、再び仁淀川の支流である用居川・狩山川の谷をへて大峠を越え、さらに仁淀川支流の小川川・上八川沿いに下り、柏原から仁淀川の本流沿いに出て伊野に達し、

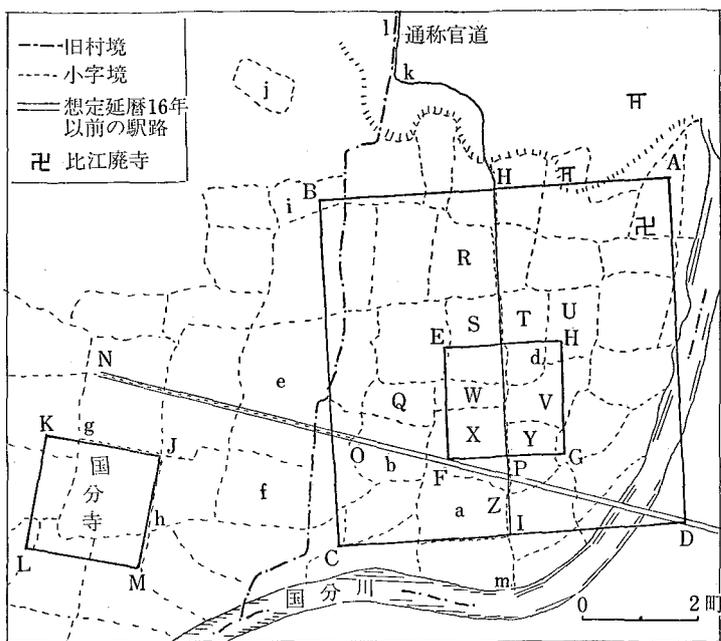


第18図 土左国香美・長岡郡の想定駅路(延暦16年以前)

鴨部・土左一宮付近をへて土左国府に達したと考えたい。このように考えた根拠は大岡駅、土左国府間のルートが峠前後では尾根を通り、河川沿いでは支流の勾配のきつくない谷を通り、本流の溪谷部を避けているからである。

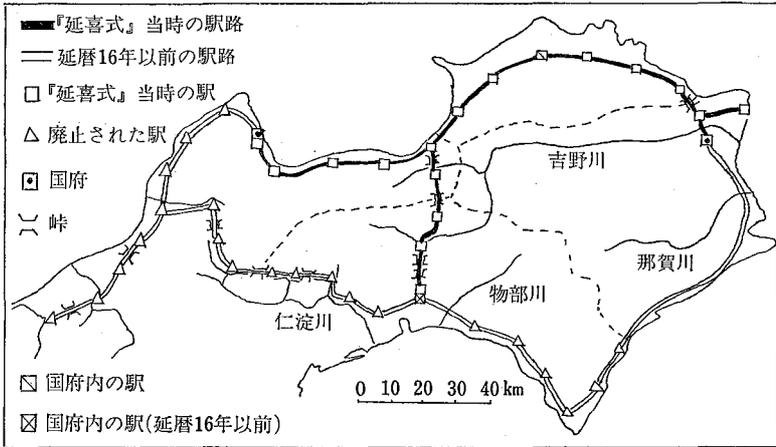
土左国では香美・長岡郡に余剌帯が確認され、これが駅路址であろう。しかし二郡とも里界線とは一致しない。また余剌帯に沿って岩村の小字「大領(第十八図C点)・西大領(B点)」、近くには山田の小字「宮毛田(A点)」もあることから、香美郡家が想定される。ところで想定駅路の西端から台地が広がるが、ここでも直線で西に進んでいたとすれば土左国府に達する。そこで国府域を方六町⁽⁵³⁾(第十九図A—B—C—D)とすると、想定駅路が国府域の東南隅に達し、国府域を通過して西北に抜けるが、第十九図に示したようにO点からN点にかけて想定駅路と方位を同一とする土地割(小川)があり、かつての駅路址を示すものと思われる。しかもQ点に「直道」^(すくまぢ)があり、これは駅路を意味するのであろう。また「国庁前(a点)」のZ点を通称「うまやのしり」⁽⁵⁴⁾という

岸近くまで余剰帯が確認されるのは、やはり想定駅路が物部川を横切っていたと考えるべきであろう。土左国府から



第19図 想定土左国府と延暦16年以前の駅路

のは国府に設けられた駅家に由来すると考えられる。国衙域(55)をE—F—G—Hの方二町域とすれば、「うまやのしり」から北にのびる小径は国府域を南北に二分する中軸線となる。さらにP点から下ったm点に国分川の水運を利用する渡津を考えれば、国府に変則的な十字街が形成され、そこに駅家が位置していたことになる。なお、国分寺はg—J—J—hに土塁が残ることから、寺域はJ—K—L—Mの方二町であろう。ここでは国分の小字「且ノ上(f点)」は長岡団(団名憶測)に由来することは間違いないだろう。須恵器が広範囲に散布している。総社は国分の小字「惣社(e点)」にあったと考えられる。さて、香美郡余剰帯の東端から直線を物部川にのばすと式外社の堰留神社(56)が沿うことになる。ここに祭祀された根拠はおそらく駅路が物部川を渡るので、駅路の地点が決壊しないように配慮したためではないだろうか。そうでないにしても物部川の右



第20図 南海道における駅路の変遷

東の駅路が物部川・那賀川ルートとすれば、物部川流域ではなく、台地沿いに東進した可能性が強い。

物部川左岸以东にも条里地割が展開するが、地割が整然としないため余剩帯の確認は困難である。安芸郡にも条里地割があるが余剩帯は確認されない。おそらく海岸沿いに東進し、阿波国に達したとみられる。

阿波国では牟岐川・日和佐川・福井川等の谷を通り、那賀川下流域(57)に達したのであろう。那賀川・勝浦川流域に条里地割が散在するが、余剩帯は確認されない。

以上、廃止された駅路について述べたが、廃止された駅の位置を憶測してみると、伊予国では佐方(濃満郡)・北条(風早郡)・馬木(和气郡)・伊予郡家(伊予郡)・川上(久米郡)・直瀬(58)(浮穴郡)・東古味(浮穴郡)・中村(伊予郡)・中山(宇和郡)・大洲(59)(宇和郡)・八幡浜(宇和郡)、土左国では大影(吾川郡)・池川(吾川郡)・広瀬(吾川郡)・柏原(吾川郡)・鴨部(60)(土左郡)・国府(長岡郡)・夜須(香美郡)・安芸(61)(安芸郡)・奈半利(62)(安芸郡)・室戸(安芸郡)・佐喜浜(安芸郡)・甲浦(安芸郡)、阿波国は駅の数

がわからないが五ノ六駅であろう。

四、まとめ

(1) 廃止された駅路と『延喜式』時代の駅路から考えて、奈良時代の駅路が瀬戸内海に沿うルートと想定伊予郡家から分れて土左国を通り室戸をへて阿波国に至るルートがあったと判断される。そして伊予・阿波二国から土左国に至るルートが廃止されたのちに、新しく開かれた立川越えのルートが、峠前後では尾根づたいにその他では支流の勾配のきつくない谷沿いに進んだと考えられるので、廃止された駅路も山間地では同様のルートであったと考えられる。

(2) 余剰帯が四国に確認されたが、坪並の復原される各郡を国ごとに見てみると、讃岐国ではすべて想定駅路が里界線と一致するのに、伊予国では周敷郡以外は一致せず、土左・阿波国でも一致しないことが判明した。また、一つの条里区で条里による直線状の郡境では伊予・土左二国では里界線の齟齬がみられるのに讃岐国ではみられないことも判明した。

(3) 余剰帯が条里とは別になっていることから、駅路が条里に先行したとみられる。また四国の国府が駅路を中心にして設定された可能性が強い。

註

- (1) 藤岡謙二郎『国府』、吉川弘文館、昭和四四年、二二六頁。
 (2) 松田寿男『丹生の研究―歴史地理学から見た日本の水銀―』、早稲田大学出版部、昭和四五年、二六三頁に丹字を舟と誤

写する場合が多いと指摘されている。従って舟川は丹川の誤りとなる。

(3) 木津観音堂を木津江寺(古津上山)と呼ぶ。

(4) 木津の小字「孫右衛門(貯水池)」付近に古墳群があり、これより東では土佐泊、西では二・六キロメートル離れた姫田になる。

(5) 姫田の小字「馬越」が沿う。これも駅路に関連する地名とみられる。

(6) 郡司は明らかでないが、『日本後紀』弘仁二年六月戊辰条に板野郡を出自とする凡直、『日本三代実録』貞観四年九月廿三日己丑条に、同じく凡直がみられ、おそらく粟国造の一族で、彼等が郡司になっていたとみられる。

(7) 鳴門市教育委員会蔵。

(8) 鳴門市遺跡分布図による。

(9) 服部昌之「阿波条里の復原的研究」、『人文地理』十八巻五号、昭和四一年 一―二十頁。

(10) 木下良「国府と条里の関係について」『史林』五〇巻五号 昭和四二年 八二頁。

(11) 坪付小字名は存在しない。大内郡家は白鳥廃寺付近か。

(12) 実地踏査で大谷に通称「八ノ坪」が確認された。想定駅路が里界線と一致すれば、坪並では八ノ坪になる。

(13) 駅に関する地名とみられるが、『延喜式』に該当する駅はない。

(14) 高重進「讃岐の条里」、『広島大学文学部紀要』二五巻一号 昭和四十年 一―二十頁。

(15) 実地踏査で宮西の小字「広瀬」に通称「五ノ坪」が確認されたが坪並では十三・十四・廿三・廿四坪にまたがる。

(16) 藤岡謙二郎編『日本歴史地理総説』古代編、昭和五十年、一七七頁、戸祭由美夫執筆の部分。鴨部に小字「九条」があり、ここを九条とすれば、十六条となる。

(17) 氷上の小字「氷代谷」か。近くには式内社の鰐河神社がある。

(18) 創建は万寿年間という。

(19) 境内説明文によれば、和銅二年の創建という。

(20) 木下良「国府の「十字街」について」『歴史地理学紀要』十九 昭和五二年 十三―十六頁。

(21) 出石一雄「讃岐の古代中心地域における条里と国府」、『五色台の自然』一 香川県自然科学館 昭和四九年 三一―三九

頁。

- (22) 前掲、註(20)。
- (23) 第六図に示したように、想定される駅路に沿って、前方後円墳・古墳群があり、早くから開けていたと考えられる。古墳等については川畑勉の御教示による。
- (24) 藤岡謙二郎編『地形図に歴史を読む』第五集 大明堂 昭和四七年 二九頁 足利健亮執筆の部分。
- (25) 前掲、註(13)。
- (26) 下流に旧道があり、ここにかかる橋を下車橋というので、区別するためにつけたといわれる。近くに馬頭観音がある。
- (27) 前掲、註(13)。
- (28) 前掲、註(16) 一一八頁。
- (29) 現地の古老の話による。
- (30) 高重進「讃岐国多度郡における里の成立―園地の規模との関連における―」、『広島大学紀要』二四巻二号 昭和三八年 二七七―二九六頁。通称名は山階に「八ノ坪」があり、坪並の八ノ坪と一致する。
- (31) 善通寺市教育委員会の御教示による。
- (32) 多度津町の三井に比定する説もあるが、ここには余剰帯は確認されない。
- (33) 日野尚志「讃岐国刈田郡における官道(南海道)と条里、郷との関連について」、『東北地理』第二八巻二号 昭和五一年 一五三―一六一頁。
- (34) 池内長良「伊予の条里制研究とその現状(2)」、『伊予史談』一六七 昭和三七年 六頁。
- (35) 『平安遺文』第五巻、二二五六・二二五七 東京堂出版 昭和四九年。
- (36) 前掲、註(34)七頁。ただし、地籍図の方位が逆になっている。
- (37) 新居浜市教育委員会の御教示による。
- (38) 『観念寺文書』伊予史料集成刊行会 昭和四三年 二二二頁。
- (39) 坪付小字名は比較的多く、石田に「市ノ坪」、池田に「市ヶ坪」、玉之江に「市ヶ坪」、新屋に「三ヶ坪」がある。なお実地踏査によって、新屋敷「大黒」を通称「一ノ坪」ということを確めた。

- (40) 厳密には北西隅を一ノ坪、北東隅を三十六ノ坪とする千鳥式も考えられるが、伊予国で復原された坪並をみると、川の上流から下流にかけて一ノ坪から六ノ坪が進み、七ノ坪には一ノ坪からみれば必ず右に折返していることから周敷郡と同一と判断した。
- (41) 軒先瓦から判断すれば、あるいは奈良時代以前かもしれない。
- (42) 片山戈一郎「今治平野の条里と伊予国府」『人文地理』十三卷二号 昭和三十六年 四二―四八頁。
- (43) 『伊予史料集成』二巻、伊予史料集成刊行会編 昭和四十年 一五四頁。
- (44) 川之江市教育長仙波頼董の御教示により知ったので、後に現地を確認した。
- (45) j点の南には「泉(i点)」があり、湧水地である。
- (46) 池内長良「伊予の条里制研究―伊予・温泉・風早・越智郡の場合―」、『伊予史談』一四五 昭和三二年 四頁。
- (47) 坪付小字名は高市に「市ノ坪」、大内に「東二ノ町・西二ノ町」、吉藤に「市ノ坪」があるが、いずれも本来の位置からずれている。
- (48) 前掲、註(46)一―三頁。
- (49) 大山正風「伊予長隆寺址の発掘調査の概要」、『愛媛文化』六号 昭和四二年 一五一―一六〇頁。
- (50) 吉田東伍『大日本地名辞書』喜多郡大洲条。
- (51) 『続日本紀』靈龜二年五月辛卯条に「大宰府言。豊後伊予二国之界。従来置_レ戌不_レ許_二往還。但高下尊卑。不_レ須_レ無別。且五位以上差_レ使往還不_レ在_二禁限。」とあり、往来が伊予・豊後国にあったことは確実である。なお『大日本古文書』家わけ第四、石清水文書之二、三八六、八幡大神宮司解に「天平神護元年閏十月八日、從三位大貳臣石川豊成資勅書、向大神宮、大神託宣有其員、其次事別天宣久、吾昔伊予国宇和乃郡往還之時(後略)」とある宇和郡は八幡浜への往還を指すのではないだろうか。宇和郡家は戸島の郡に比定され、小字名に「ユオリ・郡浜ノ上・郡浜・郡長畑・郡峰・郡登尾・郡小谷」がある。
- (52) 『日本書紀』清寧天皇二年冬十一月条に「山部連先祖伊与来目部小楯」とある。
- (53) 藤岡謙二郎『都市と交通路の歴史地理学的研究』、大明堂 昭和四二年 三一―三二頁。
- (54) 現地での聴取り調査による。その他にくげ(おそらく公麻の転訛であるろう、d点)、宝懂寺(寺址か、p点)があることを知った。

- (55) 国衙域は七反田(U)・金ナ屋(T)・松ノ下(S)・神ノ木(W)・神ノ木戸(V)・内日吉(X)・国庁(Y)を含方二町域であろう。その他では府中(b)・内裏(R)の小字名もある。
- (56) 『日本三代実録』元慶八年十月四日辛卯条に「授土左国正六位上堰留神。石留神並従五位下。」とあるのが初見で、石留神社は堰留神社の北東十四・五町にあったが、現在は河川敷になっている。
- (57) 那賀郡家は阿南市宝田の小字「郡」に比定され、その西六町には奈良時代の創建とみられる立善寺廃寺址がある。
- (58) 小字に「馬門」がある。
- (59) 宇和郡から独立した喜多郡の中心地とみられ、大洲駅に近い中村に惣社大明神が祭祀されているので、郡家もこの付近にあったであろう。
- (60) 式内社の郡頭神社があり、郡家も鴨部に比定すべきであろう。
- (61) 安芸郡家は玉造の「寿正院」か、その西南三町には「ミヤケダ」の小字名もある。なお、川北の小字「横田」を通称「厩尻」といい、散布地であるが、あるいは駅址であろうか。その他「馬越」地名もある。
- (62) 奈良時代の創建とみられるコゴロク廃寺址がある。